日本航空 0B 乗員 有志の会ニュース

2021. 12. 19 No. 21-039

HP: http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail: jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

内外の団結強化で解雇争議の解決へ

JHU NEWS

No.07

2021.12.09

JAL被解雇者労働組合(JAL争議団)

info@jhu-wing.main.jp

https://jhu-wing.main.jp/

会社の安全報告書で 明らかになった

必要のなかった整理解雇!

<歴史上稀にみる不当解雇はなぜ起きたのか?>

以下は、稲盛元会長が出席した 2011 年 9 月 30 日の法廷での証言です。

原告代理人:人件費削減も人員削減も何れも目標をオーバーし達成している事実を

知らなかったのか。

稲盛元会長: 更生計画に基づいた計画には達成していないと管財人さんが説明して

おられた。事実を細かく聞いておりません。

原告代理人:人件費や人員削減の目標がどうなっているのか事実を示しあいなが

ら、どうするのか検討しなかったのか。

稲盛元会長:しておりません。

不当労働行為で断罪された

管財人の言うがまま、人員削減の実態も把握しないで、 必要のなかった解雇が強行された!



こんな杜撰な解雇は許されない!! 必要のない不当な解雇を行った会社の責任は重大だ!

日本航空の経営が「解雇争議を解決する」と判断してから3年7か月

何故、解雇争議は解決しないのか?

<金融機関・株主・社員>「経営破綻、総被害者論」

会社が繰り広げる「経営破綻、総被害者論」とは?

会社:多くの方に迷惑をかけているから、

一部の人だけにお金を払うことはできない (?)

<「経営破綻、総被害者論」の誤謬>

会社の言う、所謂「経営破綻の総被害者論」は、以下の理由から、必要もなく解雇された被解雇者には通用しない!

- 1. 被解雇者は、必要がなかったのに一方的に雇用を打ち切られ、本人の同意もなく解雇された
- 2. 金融機関には経営再建の過程でリファイナンスという形で、株主に は高額の配当で、破綻前以上に多額の利益還元をしている
- 3. 被解雇者は、特別早期退職者、希望退職者に比べても被害が大きい

航空法 111 条 6 項の規定に基づき、会社が公表していた 2010 年度の安全報告書は、整 理解雇の必要がなかったという動かぬ証拠です。この安全報告書の提出を受けていた国土 交通省も、解雇が必要でなかったことを承知していたことになります。

JHU は、2021 年 9 月 1 5 日と 10 月 26 日、国土交通大臣に解雇争議解決のための団体 交渉を求めましたが団交に応じなかったため、12月9日、都労委に国交大臣の「団交拒否」 不当労働行為救済申立を行いました。

IHU は、会社の団交拒否に対する都労委申立と、国土交通大臣に対する都労委申立のも とに、解雇争議の早期・全体的解決に向け、全力で取り組んで行きます。

JHU NEWS 12月9日7号参照

国交省の「団交拒否」 都労委申立にあたって声明

JHU NEWS 12月13日8号参照 P1 | P2~P4

皆さん 2021年も カンパ・取り組み参加お願い致します

OB 乗員有志の会:カンパ振込先

今後の日程

* 宣伝行動・各地集会: 私たちはあきらめない!!!

原告団 HP 日程参照

*山口 宏弥氏 著書紹介:「安全な翼を求めて」

アマゾン書評・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。